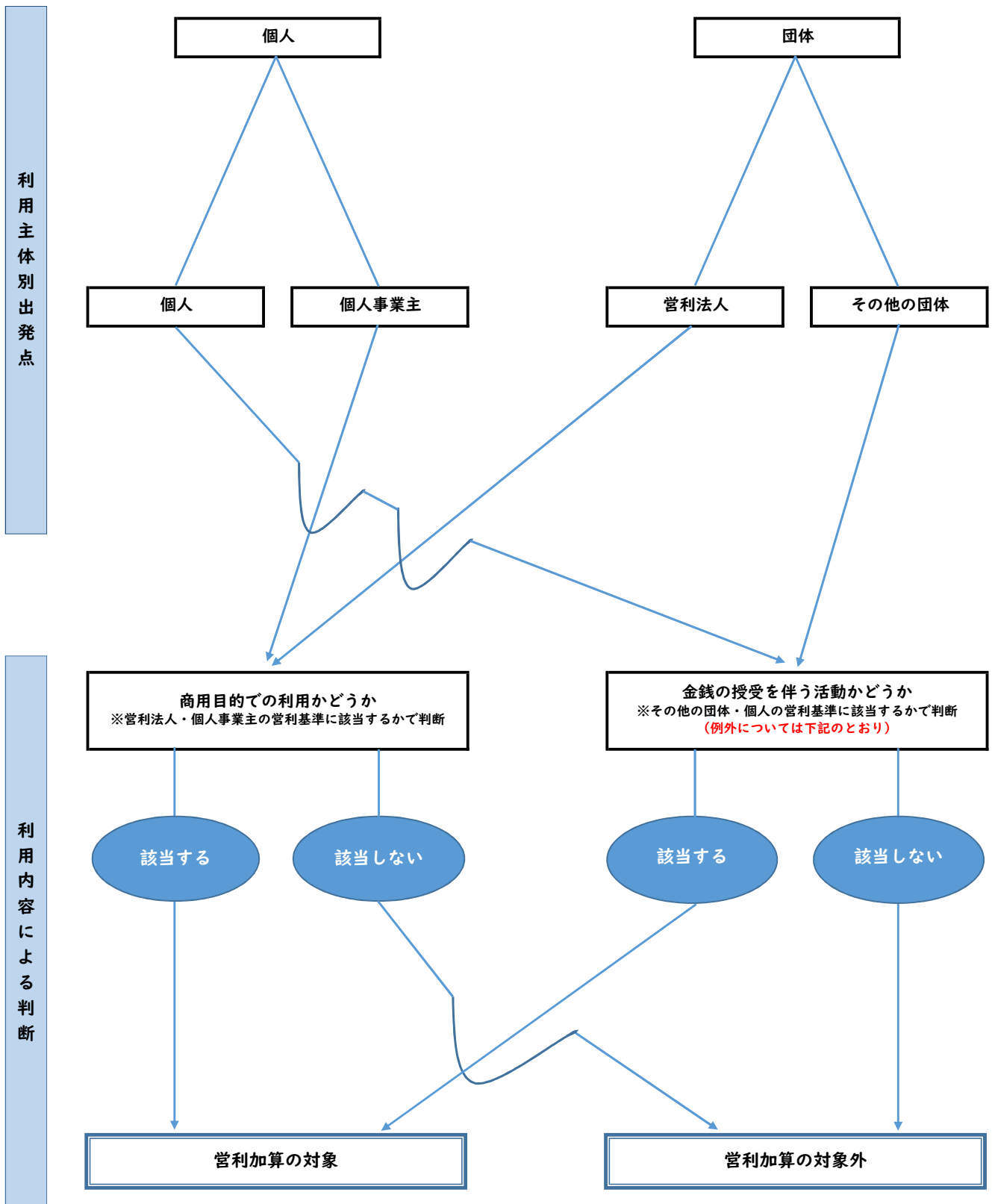


営利加算適用フローイメージ



※営利法人・個人事業主の利用で営利加算の対象外となる事例
・チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事 等

※その他の団体・個人の利用で金銭の授受を伴う活動であるものの、営利加算の対象外となる事例

- ・主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施するが、徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。※事業計画書の提出が必要です。
- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
- ・大会や発表会等で、入場料を徴収しない場合。